

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問４（情）第16号）

第１ 審査会の結論

広島県人事委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る過程

１ 開示の請求

審査請求人は、令和４年８月15日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定により、実施機関に対し、「平成29年１月１日から令和４年８月12日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第１項及び第２項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、別紙１の行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、別表の区分欄に掲げる文書に対応する同表の開示しない部分欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、条例第10条第２号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和４年８月29日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和４年９月11日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の不開示情報に非該当の箇所の更なる開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回開示請求した労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づき、広島県人事委員会へ提出された労働者死傷病報告は、一般の民間事業者は「所轄労働基準監督署長に」提出する資料であるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の規定に基づく開示請求がなされ、その開示請求を行った者の中には審査請求を行った者もあり、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申の蓄積も複数ある。この答申の蓄積と比較して、今回の行政処分における部分開示の範囲に乖離があるから、部分開示の判断は不合理であり行政処分の取り消し及び不開示情報に非該当の箇所の更なる開示を求める。
- (2) 行政処分では「条例第10条第2号」に該当する部分を開示しないとされている。審査請求人も、条例第10条第2号柱書きに該当しうる情報であることは容認する。しかし、条例第10条第2号には、イ、ロ及びハの枝が付されており、不開示部分が条例第10条第2号ハに該当するか否かの理由の提示がなされていない。まず、労働者死傷病報告に記載された「被災労働者」とは一般の広島県民ではなく、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員」である。
- (3) 次に、労働安全衛生規則第97条第1項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とはまさしく「当該情報がその職務の遂行に係る情報である」から、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示されてしかるべきである。この点で、不開示部分における条例第10条第2号ハに該当する部分の更なる開示を求める。
- (4) そもそも、国の情報公開・個人情報審査会の答申の蓄積から、条例第10条第2号に該当しない箇所も、条例第10条第2号に該当すると行政処分で

は説明されている。つまり、情報公開法第5条第1号に該当しない部分も、条例第10条第2号に該当すると説明されている。答申例として、まず、令和2年12月28日付け令和2年度(行情)答申第427号(以下「答申第427号」という。)では、同答申の別表において諮問庁及び国の情報公開・個人情報審査会が情報公開法のどの条項の不開示情報に該当するか列挙されている。情報公開法第5条第1号に該当しうる箇所は別紙2のとおり赤く塗りつぶした箇所である。

- (5) その余の部分で、情報公開法第5条第2号に該当しうると判断される箇所は労働者死傷病報告では、広島県知事部局等の広島県の行政機関であり、「法人その他の団体(国独立行政法人等地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する余地はない。すなわち、答申第427号別表で情報公開法第5条第2号に該当すると判断された箇所に相当する労働者死傷病報告の箇所であって、不開示とされている箇所の不開示情報の判断は、不合理であるから、条例第10条第2号に該当しない箇所の更なる開示を求める。なお、この答申第427号では情報公開法第5条第1号ハに該当するか否かの判断は行われていない。

- (6) 次に、平成15年8月8日付け平成15年度(行情)答申第235号(以下「答申第235号」という。)を例示する。一般の労働者死傷病報告に相当する資料として、国家公務員が公務上の災害を負ったときには、実施機関に対して人事院規則16-0第20条前段の規定に基づく報告を行うこととされている。防衛省職員の場合には、この規定の例に倣って、防衛省職員の災害補償に関する政令(昭和41年政令第312号)の規定により公務災害発生報告書が作成されている。この報告書は「災害補償制度の運用について」(昭和48年職厚-905)における「第7 公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」1に掲げられた事項が記載されているものと予想する。答申第235号別紙第1において、情報公開法第5条第1号に該当しうる箇所が例示されており、これは、1のすべての事項が網羅されているものではない。つまり、今回の行政処分で不開示とされた箇所の範囲は、答申第235号で掲げられた範囲以上の範囲を条例第10条第2号に該当すると主張して

いるものであるから不開示情報の判断は不合理である。

- (7) そして、審査請求人は、他県の人事委員会にも同様の請求を行っており、他県から受けた行政処分及び開示文書を別紙3のとおり提示する。この例では答申第427号及び答申第235号の不開示情報の判断に近い箇所のみが不開示とされており、審査請求人もこの県の判断は概ね妥当と思料する。
- (8) 以上から、行政処分並びに「開示しない部分及びその理由」の提示は合理的でない。よって行政処分を取り消し、非開示とされた箇所について改めて不開示事由該当性の精査をなされ、不開示とした箇所の一部を追加で開示するとの裁決を求める。
- (9) とりわけ、審査請求人は、災害発生日時からどの程度の期間を経て、事業場から広島県人事委員会へ提出されたかに関心がある。つまり、地方自治体は労働安全衛生規則第97条第1項の「遅滞なく」をどれぐらいの期間の幅であると解釈されているかの統計を制作したいため、とりわけ、労働者死傷病報告における災害発生日及び日時の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件部分開示決定の対象となった行政文書の件名

平成29年1月1日から令和4年8月12日までの間に知事部局及び教育委員会から受けた労働者死傷病報告

2 労働者死傷病報告について

労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、所定の様式で所轄労働基準監督署長に提出することが労働安全衛生規則第97条第1項により定められている。また、この場合において、休業の日数が4日に満たないときは、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における事実について、所定の様式によりそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出することが同条第2項により定められている。

通常、労働基準監督機関の職権は労働基準監督署が行うが、地方公共団体における労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に該当しない事業場に対する労働基準監督機関の職権は、人事委員会を置く地方公共団体については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととされている（地方公務員法第58条第5項）。人事委員会を置く本県については、労働基準監督機関の職権を人事委員会委員長に委任していることから、労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に該当しない事業場に所属する労働者の死傷病に係る報告は、人事委員会委員長に対して行う必要がある。

3 本件部分開示決定をした具体的な理由

(1) 関係法令等について

ア 条例第10条第2号

条例第10条第2号は、不開示とする情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を掲げている。

ただし、条例第10条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当するものは、不開示とする情報から除外されており、同号ただし書イからハまでには、それぞれ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、

地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定されている。

イ 広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）

(ア) 条例第10条第2号本文

a 「個人に関する情報」

解釈運用基準では、条例第10条第2号の「個人に関する情報」とは、「氏名、生年月日、年齢、住所、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。」とされている。

b 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」

解釈運用基準では、条例第10条第2号の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」とは、「氏名、生年月日、住所等特定の個人が当該情報から直接識別され、又は識別され得る可能性がある場合をいう。」とされている。

c 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」

解釈運用基準では、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、「その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。」とされている。

(イ) 条例第10条第2号ただし書ハ

解釈運用基準では、「条例第10条第2号ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示とする個人情報から除くことを定めたもの

である。」とされており、条例第10条第2号ただし書ハの「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、「公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。」とされている。

また、「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、当該公務員等が本県職員である場合は、従来から公表予定情報として公開していることを踏まえて、本号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」により、原則として開示するものとする。」とされている。

しかしながら、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の不開示情報に該当する場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示となる。」とされている。

ウ 判例

情報公開法第5条第1号及び高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項第2号は、条例第10条第2号と同様、「他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」も含めて不開示情報とすることを定めた規定である。

判例では、行政文書の開示請求が何人においても行うことができることなどを踏まえ、個人情報のうちプライバシー保護の必要性が高いものに関しては、情報公開法第5条第1号及び高知県情報公開条例第6条第1項第2号の「他の情報」について、一般人が通常入手し得る情報に限定されるものではなく、当該個人の親近者や同僚、知人、周辺住民等の関係者（以下「関係者」という。）が容易に入手し得る情報も含まれる（「他の情報」に該当する）との裁判所の判断が示されている（情報公開法第5条第1号については大阪高等裁判所平成24年11月29日判決・高知県情報公開条例第6条第1項第2号については高松高等裁判所令和4年2月25日判決）。

条例第10条第2号は、情報公開法第5条第1号及び高知県情報公開条例第6条第1項第2号と同趣旨で同様の規定であるから、条例第10条第

2号の「他の情報」については上記判例により示された考え方と同様に解するのが相当である。本件で審査請求人が開示を求めた死傷病(病歴)に関する情報は個人情報のうちでもプライバシー保護の必要性が非常に高いため、条例第10条第2号の「他の情報」には一般人が通常入手し得る情報だけでなく、関係者が容易に入手し得る情報も含まれるものと言わざるを得ない。

したがって、開示の可否を検討するに当たっては、この点を踏まえて「他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するか否か、慎重な判断が求められるものである。

(2) 条例第10条第2号の該当性

本件部分開示決定により不開示とした部分が条例第10条第2号に該当することについては、以下のとおりである。

ア 別紙1の1枚目(「労働者死傷病報告」)

(ア) 別紙1の1枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

(a) 「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた記載部分について不開示とした。当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場のうち、特定の事業場における公務災害の発生件数が決して多くないこと(同一年度内に同一事業場内で複数件の公務災害が発生することはまれであること)に鑑みると、特定の事業場の名称を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者(特に被災の事実を知る関係者)が被災労働者を識別する可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ

ととなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

- (b) なお、当該不開示部分では校種を示す部分（「中」・「高等」に相当する部分）も含めて不開示としているため、この点について補足する。

当委員会が労働基準監督機関として管轄する県立学校の校種が中学校、高等学校及び特別支援学校の3種類であるところ、本件部分開示決定では、別紙1全般について、「事業場の名称」欄の記載内容に関し、特別支援学校のみ、校種を示す「特別支援」の部分を開示し、中学校及び高等学校については、校種を示す「中」及び「高等」の部分を開示していない。

そのため、中学校及び高等学校について、校種を示す「中」及び「高等」に相当する部分を不開示とした理由を示す。

まず、中学校については、当委員会が管轄する校数が極めて少ないこと（平成29年1月1日から平成30年3月31日までは2校、同年4月1日から令和4年8月12日までは3校）に加え、当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場のうち、特定の事業場における公務災害の発生件数が決して多くないこと（同一年度内に同一事業場内で複数件の公務災害が発生することがまれであること）に鑑みると、学校の校種を示す「中」の部分を含めた形で「事業場の名称」欄の記載内容を全て開示すると、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合すれば、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、「事業場の名称」欄の記載内容のうち校種を示す「中」の部分は条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

また、3種類ある校種のうち、中学校のみ校種を示す部分を不開示とし、高等学校及び特別支援学校について開示した場合、不

開示とした労働者死傷病報告は、必然的に中学校で発生した傷病に係る報告であることが明らかになり、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合すれば、被災労働者を識別し得ることとなるため、中学校以外の校種（高等学校及び特別支援学校）についても校種を示す部分を不開示とする必要がある（上記(1)のイ(ア)ｃ及びウ参照）。

そのため、中学校以外の校種の両方、すなわち、高等学校及び特別支援学校の両方について、校種を示す部分を不開示としても、条例第10条第2号の趣旨に反するものではないと考えられるが、一部の例外を除き原則として開示することを定めた条例第10条の趣旨に鑑み、不開示とする部分を必要最小限とする観点から、校種を示す部分を不開示とするのを高等学校だけにとどめ、特別支援学校については、校種を示す部分も含めて開示することとしたものである。

以上のとおりであるから、中学校及び高等学校については、「事業場の名称」欄の記載内容のうち校種を示す「中」及び「高等」の部分を不開示とすることが妥当であり、当該不開示部分において校種を示す部分（「中」・「高等」に相当する部分）を不開示としたことは妥当である。

b 事業場の所在地、電話及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄及び「電話」欄には、それぞれ被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。事業場の所在地及び電話番号は、事業場を特定することができる情報である。上記aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上

記(1)のイ(ア)c及びウ参照)。

- (b) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。同僚等の関係者は、自身が勤める事業場や他の事業場のおおよその労働者数を知っていることが多いため、労働者数を開示すると、関係者に被災労働者が所属する事業場を特定される可能性がある。上記aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である(上記(1)のイ(ア)c及びウ参照)。

c 報告書作成者職氏名

- (a) 「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の1枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。

労働者死傷病報告は、上記2に記載のとおり法令により事業者が義務付けられたものであり、報告書の作成は、事務を担当する公務員が分掌する職務の遂行として行ったものであると考えられる。したがって、報告書作成者の職名については、条例第10条第2号ただし書ハに該当する(上記(1)イ(イ)参照)。

また、報告書作成者の氏名については、報告書作成事務が職務の遂行に係る情報であり、当該報告書の作成者は広島県職員であることから、同号ただし書イに該当する(上記(1)イ(イ)参照)。

- (b) しかしながら、当委員会が労働基準監督機関として管轄する県立学校において、不開示とした報告書作成者の職が設置されている学校の数に限定的であり、県立学校における公務災害の発生件数が決して多いといえない中、当該職が設置されている学校における公務災害の発生件数がさらに少なくなること及び広島県

職員録に各事業場に所属する職員の職名が記載されていることに鑑みると、関係者が当該職名から被災労働者が所属する事業場を特定する可能性がある。上記aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、報告書作成者の職名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（下記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち報告書作成者の職名に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

(c) また、報告書作成者の氏名についても、これを開示した場合、広島県職員録等から報告書の作成者が所属する事業場の名称を特定することができる。上記aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、報告書作成者の氏名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（下記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち報告書作成者の氏名に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

d 事業者職氏名の一部及び印影

(a) 「事業者職氏名」欄には、被災労働者の事業者職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。

労働者死傷病報告は、上記2に記載のとおり法令により事業者に義務付けられたものであり、「事業者職氏名」欄には、報告義務のある事業場の責任者の職氏名が記載され、当該責任者の職

印が押印され、当該責任者の名義で行われるものであるから、「事業者職氏名」欄に係る記載内容とその印影は事業者の分掌する職務の遂行として行ったものと考えられる。したがって、事業者の職名及び印影については、条例第10条第2号ただし書ハに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

また、事業者の氏名については、事業者の職務の遂行に係る情報であり、当該事業者は広島県職員であることから、同号ただし書イに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

- (b) しかしながら、当該事業者の職名及び印影には事業場の名称が含まれている。上記aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、事業者の職名の一部及び印影は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（下記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち事業者の職名の一部及び印影は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

- (c) また、当該事業者の氏名について開示した場合、広島県職員録等により事業者の所属する事業場の名称を特定することができる。上記aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、事業者の氏名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（下記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち事業者の氏名は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

- (ウ) 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「年齢」欄には、それぞ

れ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は被災労働者個人に関する情報であって、被災労働者が識別され、若しくは識別され得る情報である。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(ア)a及びb参照）。

(エ) 発生日の一部

「発生日」欄には、被災労働者が被災した月日が記載されている。このうち、発生日について不開示とした。

当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場において同一の日時に複数件の公務災害が発生することは極めてまれであることに鑑みると、発生日を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が報告の対象となっている公務災害を特定し、被災労働者を識別する可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(オ) 休業日数

「休業日数」欄には、当該災害により被災労働者が休業した日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。同僚等の関係者が、被災労働者が休業したおよその日数を把握している場合が多々あることに加え、休業日数を開示した場合、具体的な傷病の程度が認識され、傷病に係る具体的な程度と関係者が容易に入手し得る情報等他の情報とを照合することによって、関係者に被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとな

るもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

イ 別紙1の2枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙1の2枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。郵便番号からは事業場が所在する町域までが特定され、町域によっては当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場が非常に少なく、1か所のみである場合もあるため、郵便番号から事業場が特定される可能性がある。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災地の場所

「被災地の場所」欄及び「災害発生状況及び原因」欄には、被災労働者の被災場所が記載されており、被災場所が特定できる記述部分について不開示とした。当該不開示部分には、修学旅行の場所が記載されているが、広島県立学校の修学旅行先が一律でないこと、修学旅行先での公務災害の発生件数が決して多くないことなどに鑑みると、当該不開示部分を開示すると、関係者に事業場の名称が特定される可能性が否定できない。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）

d 報告書作成者職氏名の一部

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の2枚目を作成した職員の職氏名が記載されている。このうち、当該職員の氏名について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cで報告書作成者の氏名について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

e 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、被災労働者の事業者職氏名の記載及び印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。また、「災害発生状況及び原因」欄に、被災労働者の氏名が記載されており、当該記載部分についても不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は被災労働者個人に関する情報であって、被災労働者が識別され、若しくは識別され得る情報である。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(ア)a及びb参照）。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、職歴という被災労働者個人に関する情報であって、被災労働者が識別され、若しくは識別され得る情報である。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(ア)a及びb参照）。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。

当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場において同一

の日時に複数件の公務災害が発生することは極めてまれであることに鑑みると、発生日及び発生時刻という詳細な情報を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が報告の対象となっている公務災害を特定し、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、見込期間であるため、必ずしも当該被災に係る休業の実日数が記載されているわけではないものの、実際の休業日数と同程度の期間が記載されていることが一般的である。同僚等の関係者は、被災労働者が休業したおおよその日数を知っていることが多々あることに加え、当該休業見込日数から傷病の程度について認識され、傷病に係る具体的な程度と関係者が容易に入手し得る情報等他の情報とを照合することによって、関係者に被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

ウ 別紙1の3枚目（別紙1の2枚目の「略図」欄に記載の「別紙」）

- (ア) 別紙1の3枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称

別紙1の3枚目に、事業場の名称が記載されており、当該記載部分に

ついて不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 事業者の割印

別紙1の3枚目に、事業者の割印が押されており、当該押印部分について全て不開示とした。事業者の割印は、事業者の印影の一部であり、上記ア(イ)dで事業者の印影について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

エ 別紙1の4枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙1の4枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄及び「被災地の場所」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「特別支援学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

- (a) 「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の4枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。

労働者死傷病報告は、上記2の記載のとおり法令により事業者に義務付けられたものであり、報告書の作成は、事務を担当する公務員が分掌する職務の遂行として行ったものであると考えられる。したがって、報告書作成者の職名については、条例第10条第2号ただし書ハに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

また、報告書作成者の氏名については、報告書作成事務が職務の遂行に係る情報であり、当該報告書の作成者は広島県職員であることから、同号ただし書イに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

- (b) しかしながら、当委員会が労働基準監督機関として管轄する特別支援学校において、不開示とした報告書作成者の職が設置されている学校の数極めて限定的であり、特別支援学校における公務災害の発生件数が決して多いと言えない中、当該職が設置されている特別支援学校における公務災害の発生件数がさらに少なくなること及び広島県職員録に各事業場に所属する職員の職名が記載されていることに鑑みると、関係者が当該職名から被災労働者が所属する事業場を特定する可能性がある。上記ア(イ)aのとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、報告書作成者の職名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（下記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち報告書作成者の職名に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

- (c) また、報告書作者の氏名については、上記ア(イ)c(c)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、被災労働者の事業者の職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

オ 別紙 1 の 5 枚目（「現認書」）

(ア) 別紙 1 の 5 枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第 2 号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 「災害発生の場所」欄及び「現認者等の証明」欄には、現認者が所属する事業場（被災労働者が所属する事業場と同一の事業場）の名称が記載されている。このうち「特別支援学校」を除いた部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄には、被災労働者が受診した病院名が記載されている。このうち、「病院」を除いた記載部分について不開示とした。通常、事業場近隣の病院を受診することが一般的であり、病院名について開示すると、周囲に所在する当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場が限定されるため、事業場が特定される可能性がある。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災の事実を知る関係者に被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第 2 号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(ウ) 被災労働者の氏名及び担当業務

a 「被災職員の職氏名」欄及び「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄には、被災労働者の氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記エ(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b また、「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄には、被災労働者の担当業務が記載されており、当該記載部

分について全て不開示とした。同僚等の関係者であれば、被災労働者の担当業務を把握しており、当該不開示部分と関係者が容易に入手し得る情報等他の情報とを照合することにより、関係者に被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(エ) 被災労働者以外の職員の氏名、住所及び印影

a 「現認者等の証明」欄には、被災労働者以外の職員（「現認者等」）の氏名及び住所の記載と印影がある。また、「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄にも、当該職員の氏名が記載されている。これらの記載と印影について全て不開示とした。

b 当該不開示部分のうち、現認者の氏名及び印影について開示した場合、広島県職員録等から当該職員が所属する事業場の名称を特定することができる。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分のうち現認者の氏名及び印影については、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

c 当該不開示部分のうち、現認者の住所については、現認者の住まいに係る情報であり、プライバシー性の非常に高い情報であることに加え、当該住所に係る情報から現認者が識別されれば、上記bに記載のとおり、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分のうち現認者の住所については、条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」及び「他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)及びウ参照）。

- d なお、別紙1の5枚目は、災害の目撃者（現認者）が作成した文書であるが、当該現認書の作成者は当該被災現場に偶然居合わせた職員であり、現認書作成事務は、当該現認者の分掌する事務であるとはいえないため、当該不開示部分は、条例第10条第2号ただし書イ及びハに該当しない（上記(1)イ(イ)参照）。

(オ) 災害発生日時

「災害発生日時」欄には、災害発生日時について記載されている。このうち、発生日、曜日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分については、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(カ) 関係生徒の情報

「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄には、関係生徒（「生徒A」）の学年について記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、関係生徒の個人に関する情報であって、関係生徒が識別され、若しくは識別され得る情報である。

また、関係生徒（「生徒A」）の学年に関する情報を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」及び「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)及びウ参照）。

カ 別紙1の6枚目（「災害発生の状況」）

- (ア) 別紙1の6枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。そ

れぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 被災労働者が所属する事業場の全体写真及び名称について

- a 別紙1の6枚目には、被災労働者が所属する事業場の全体写真が掲載されており、当該写真部分について全て不開示とした。当該写真には校舎や周辺風景が写っているため、事業場が特定される可能性がある。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

- b また、別紙1の6枚目には作成者の所属事業場（被災労働者の所属事業場と同一の事業場）の名称が記載されており、当該記載部分のうち「特別支援学校」を除く部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 災害発生状況の再現写真について

別紙1の6枚目には、被災労働者が所属する事業場の職員により災害発生状況を再現した写真が2枚（「①クールダウンで散歩時」の写真と「②災害発生時」の写真）掲載されており、当該写真部分について全て不開示とした。当該写真に写る人物の1人が被災労働者本人である場合、当該写真は被災労働者個人に関する情報であって、被災労働者が識別され、若しくは識別され得る情報である（上記(1)イ(ア)a及びb参照）。

また、当該写真に写る人物が被災労働者以外の職員であったとしても、別紙1の6枚目が被災労働者が所属する事業場の事務担当者が作成した文書であることなどに鑑みると、当該写真に写る人物は全員が、当該事業場の職員であると考えられる。そうすると、この写真を開示した場合、当該職員を知る関係者等に当該職員が所属する事業場が特

定される可能性がある。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」又は「他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(ア)参照）。

(エ) 別紙1の6枚目の作成者の職氏名及び印影について

- a 別紙1の6枚目には当該文書作成者の職氏名の記載と印影があり、これらの部分について全て不開示とした。

別紙1の6枚目は、別紙1の4枚目（「労働者死傷病報告」）の「略図（発生時の状況を図示すること。）」欄の「別紙 災害発生の状況」に当たる文書である。別紙1の4枚目は、上記2に記載のとおり、法令により事業者が義務付けられたものであり、報告書の作成は、事務を担当する公務員が分掌する職務の遂行として行ったものであると考えられる。上記のとおり、別紙1の6枚目は別紙1の4枚目の一部に当たる文書であるため、別紙1の6枚目の作成についても、当該事務を担当する公務員が分掌する職務の遂行として行ったものであると考えられる。

したがって、別紙1の6枚目の作成者の職名については、条例第10条第2号ただし書ハに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

また、別紙1の6枚目の作成者の氏名及び印影については、別紙1の6枚目の作成事務が職務の遂行に係る情報であり、当該文書の作成者は広島県職員であることから、同号ただし書イに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

- b しかしながら、不開示とした別紙1の6枚目の作成者の職名は当該作成者が所属する部（学校教育法（平成22年法律第26号）第76条に規定する特別支援学校の部をいう。以下同じ。）（被災労働者が所属する部と同一の部）に係る情報であるため、これを開示すると、

関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、別紙１の６枚目の作成者の職名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（上記エ（ウ）参照）に該当するといえる。

したがって、不開示部分のうち別紙１の６枚目の作成者の職名に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記（１）イ（イ）参照）。

- c また、別紙１の６枚目の作成者の氏名及び印影についてもこれを開示した場合、広島県職員録等から当該作成者が所属する事業場の名称を特定することができる。上記ア（イ）aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、別紙１の６枚目の作成者の氏名及び印影は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（上記エ（ウ）参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち別紙１の６枚目の作成者の氏名及び印影に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記（１）イ（イ）参照）。

キ 別紙１の７枚目（「労働者死傷病報告」）

- （ア） 別紙１の７枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第２号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

- （イ） 事業場の名称に係る不開示部分について

- a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄及び「被災地の場所」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「特別支援学校」を除いた部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア（イ）aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の7枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分については、上記エ(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、被災労働者の事業者の職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ク 別紙1の8枚目（「事実証明書」）

(7) 別紙1の8枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 「災害発生の場所」欄及び「現認者等の証明」欄には、被災労働者及び現認者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「特別支援学校」を除いた部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄には、被災労働者が受診した病院名が記載されている。このうち、

「病院」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記オ(イ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名

「被災職員の職氏名」欄には、被災労働者の氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記キ(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 被災労働者以外の職員（同僚職員）の氏名

「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄には、被災労働者以外の職員（同僚職員）の氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分を開示すれば、広島県職員録等から当該同僚職員が所属する事業場が特定される。同僚職員が所属する事業場と被災労働者が所属する事業場は同一であり、上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(オ) 別紙1の8枚目の作成者の住所、職氏名及び印影

- a 「現認者等の証明」欄には、別紙1の8枚目を作成した職員の住所及び職氏名の記載と印影があり、これらの部分について全て不開示とした。また、「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄には、別紙1の8枚目を作成した職員の職名が記載されており、当該記載部分についても全て不開示とした。

事実証明書（災害の目撃者がいない場合に災害の通報を受けた事務担当者が作成する文書）は、事務を担当する公務員が被災労働者から発生状況等を聴取し、作成する文書であることから、当該文書の作成は、担当事務職員が分掌する職務の遂行として行ったもので

あると考えられるため、別紙１の８枚目の作成者の職名については、条例第10条第２号ただし書ハに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

また、別紙１の８枚目の作成者の氏名については、別紙１の８枚目の作成事務が職務の遂行に係る情報であり、作成者が広島県職員であることから、同号ただし書イに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

- b しかしながら、不開示とした別紙１の８枚目の作成者の職名は当該作成者が所属する部（被災労働者が所属する部と同一の部）に係る情報であるため、被災労働者が所属する部を特定することが可能であり、被災労働者が所属する部と関係者が容易に入手し得る情報等他の情報とを照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、別紙１の８枚目の作成者の職名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（上記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、不開示部分のうち職名に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

- c また、別紙１の８枚目の作成者の氏名及び印影についても、これを開示した場合、広島県職員録等から当該作成者が所属する事業場の名称を特定することができる。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、別紙１の８枚目の作成者の氏名及び印影は被災労働者の氏名に関する不開示情報（上記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち別紙１の８枚目の作成者の氏名及び印影に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

- d また、別紙１の８枚目の作成者の住所については、作成者自身の住まいに係る情報が記載されており、住所というプライバシー性が

非常に高い個人に関する情報であることに加え、当該不開示部分から作成者が特定されることで、上記cに記載のとおり、広島県職員録等から当該作成者が所属する事業場が特定され、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分のうち住所に係る部分は条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」及び「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(ア)参照）。

(カ) 災害発生日時

- a 「災害発生日時」欄には、災害発生日時及び曜日が記載されている。このうち、発生日、曜日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。
- b また、「災害発生の状況（現認者等と被災職員との関係も明記のこと）」欄に、災害発生時の授業時間が記載されている。このうち、「校時目」を除いた部分について不開示とした。当該不開示部分を開示すれば、災害が発生した一定程度の時刻が特定される。特定の授業時間（限られた時間）の内に複数件の公務災害が発生することは極めてまれであり、災害が発生した授業時間を開示すれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者に被災労働者が識別される可能性が否定できない（上記イ(エ)参照）。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

ケ 別紙1の9枚目（「災害発生の状況」）

- (ア) 別紙1の9枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。そ

れぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称の一部

別紙１の９枚目には作成者の所属事業場（被災労働者の所属事業場と同一の事業場）の名称が記載されており、当該記載部分のうち「特別支援学校」を除く部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 災害発生状況の再現写真

別紙１の９枚目には、職員により災害発生状況を再現した写真が掲載されており、当該写真部分について全て不開示とした。上記カ(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 被災労働者以外の職員（同僚職員）の氏名

別紙１の９枚目には、被災労働者以外の職員（同僚職員）の氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分を開示した場合、広島県職員録等により当該同僚職員が所属する事業場の名称を特定することが可能である。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第２号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(ア)c及びウ参照）。

(オ) 作成日

別紙１の９枚目には、当該文書作成年月日について記載されている。このうち、作成日の部分について不開示とした。別紙１の９枚目は当該災害発生日と同月（平成31年２月）に提出されており、災害発生日は当該文書作成日以前の日付であるため、当該不開示部分を開示すると、災害発生日がかなり限定される。当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場において、１か月間の公務災害の発生件数は決して多くない中で、災害発生日を一定程度限定することができ、当該文

書作成日から、関係者が当該災害及び当該災害発生日を特定する可能性がある。当該災害が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(7)c及びウ参照）。

(カ) 別紙1の9枚目の作成者の職氏名及び印影

- a 別紙1の9枚目には当該文書の作成者の職氏名の記載と印影があり、これらの部分について全て不開示とした。

別紙1の9枚目は、別紙1の7枚目（「労働者死傷病報告」）の「略図（発生時の状況を図示すること。）」欄に記載の「別紙 災害発生の状況」に当たる文書である。別紙1の7枚目は、上記2に記載のとおり、法令により義務付けられたものであり、報告書の作成は、事務を担当する公務員が分掌する職務の遂行として行ったものであると考えられる。上記のとおり、別紙1の9枚目は別紙1の7枚目の一部に当たる文書であるため、別紙1の9枚目の作成事務についても、当該文書の作成者が分掌する職務の遂行として行ったものであると考えられる。

したがって、別紙1の9枚目の作成者の職名については、条例第10条第2号ただし書ハに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

また、別紙1の9枚目の作成者の氏名及び印影については、別紙1の9枚目の作成事務が職務の遂行に係る情報であり、当該文書の作成者は広島県職員であることから、同号ただし書イに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

- b しかしながら、不開示とした別紙1の9枚目の作成者の職名は所属する部（被災労働者が所属する部と同一の部）に係る情報であるため、これを開示すると、関係者が容易に入手する情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できな

いことから、別紙１の９枚目の作成者の職名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（上記キ（ウ）参照）に該当するといえる。

したがって、不開示部分のうち別紙１の９枚目の作成者の職名に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記（１）イ（イ）参照）。

- c また、別紙１の９枚目の作成者の氏名及び印影についてもこれを開示した場合、広島県職員録等から当該作成者が所属する事業場の名称を特定することができる。上記ア（イ）aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、別紙１の９枚目の作成者の氏名及び印影は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（上記キ（ウ）参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち別紙１の９枚目の作成者の氏名及び印影に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記（１）イ（イ）参照）。

コ 別紙１の１０枚目（「労働者死傷病報告」）

- (ア) 別紙１の１０枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第１０条第２号に該当するものとして不開示と判断した。

それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

- (イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

- a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「広島県立総合技術研究所」及び「技術センター」を除いた部分について不開示とした。当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場の中でも、特定の事業場における公務災害の発生件数が決して多くないこと（同一年度内に同一事業場内で複数件の公務災害が発生することはまれであること）に鑑み

ると、特定の事業場の名称を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者（特に被災の事実を知る関係者）に被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

b 事業場の所在地、電話及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄及び「電話」欄には、それぞれ被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名の一部

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の10枚目を作成した職員の職氏名が記載されている。このうち、当該職員の氏名について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cで報告書作成者の氏名について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者の職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者の職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「年齢」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分

について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生月日の一部

「発生月日」欄には、被災労働者が被災した月日が記載されている。このうち、発生日について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業日数

「休業日数」欄には、当該災害により被災労働者が休業した日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

サ 別紙1の11枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙1の11枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、それぞれ被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。また、「被災地の場所」欄にも、事業場の所在地が記載されており、当該記載部分についても全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。

当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。

当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の11枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、被災労働者の事業者職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示情報は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日、経験期間及び職種

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されている。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)cと同様の理由により、不開示とすること

が妥当である。

d 被災労働者の職種

「職種」欄には、被災労働者の職種が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該職種は当委員会が労働基準監督機関として管轄する一部の事業場にしか設置されておらず、かつ、一事業場について少数しか設置されていないため、不開示とした職種の労働者に係る公務災害の発生件数が非常に少なく、当該不開示部分を開示すれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者に被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されている。当該不開示部分は、上記イ(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

シ 別紙1の12枚目（「労働者死傷病報告」）

- (ア) 別紙1の12枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が

記載されている。このうち、「特別支援学校」を除いた事業場の名称について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されている。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の12枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記エ(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者の職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

e 労働保険番号の一部

「労働保険番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働保険番号が記載されている。このうち、管轄、基幹番号及び枝番号について不開示とした。労働保険番号は各事業場に割り当てられた番号であり、当該不開示部分を開示すれば、事業場が特定される。上

記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。

当該不開示部分は、上記イ(ウ)と同様の理由により、不開示情報とすることが妥当である。

(カ) 報告書提出日

別紙1の12枚目には、当該文書の提出年月日が記載されている。このうち、報告日について不開示とした。別紙1の12枚目は当該災害発生日と同月（令和3年2月）に提出されており、災害発生日は報告書提出日以前の日付であるため、当該不開示部分を開示すると、災害発生日がかなり限定される。当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場において、1か月間の公務災害の発生件数は決して多くない中で、災害発生日を一定程度限定することができ、当該報告書提出日から関係者が当該災害及び当該災害発生日を特定する可能性がある。当該災害発生日が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（(1)のイ(ア)及びウ参照）。

ス 別紙1の13枚目（「労働者死傷病報告」）

- (ア) 別紙1の13枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた事業場の名称について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話及び労働者数

- (a) 「事業場の所在地」及び「電話」欄には、それぞれ被災労働者

が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) 事業場の労働者数

「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されている。当該不開示部分については、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の13枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「年齢」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日の一部

「発生日」欄には、被災労働者が被災した月日が記載されている。このうち、発生日について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業日数

「休業日数」欄には、当該災害により被災労働者が休業した日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当

である。

セ 別紙 1 の14枚目（「労働者死傷病報告」）

- (ア) 別紙 1 の14枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第 2 号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア (イ) a と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話及び労働者数

- (a) 「事業場の所在地」及び「電話」欄には、それぞれ被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア (イ) b (a) と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

- (b) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されている。当該不開示部分は、ア (イ) b (b) と同様の理由により、不開示情報とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

- (a) 「報告書作成者職氏名」欄には、別紙 1 の14枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。

労働者死傷病報告は、上記 2 に記載のとおり法令により事業者が義務付けられたものであり、報告書の作成は、事務を担当する公務員が分掌する職務の遂行として行ったものであると考えられる。したがって、報告書作成者の職名については、条例第10条第 2 号ただし書ハに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

また、報告書作成者の氏名については、報告書作成事務が職務の遂行に係る情報であり、当該報告書の作成者は広島県職員であ

ることから、同号ただし書イに該当する（上記(1)イ(イ)参照）。

- (b) しかしながら、当委員会が労働基準監督機関として管轄する県立学校において、不開示とした報告書作成者の職が設置される学校の数に極めて限定的であり、県立学校における公務災害の発生件数が決して多いといえない中、当該職が設置されている学校における公務災害の発生件数がさらに少なくなること及び広島県職員録に各事業場に所属する職員の職名が記載されていることに鑑みると、関係者が当該職名から被災労働者が所属する事業場を特定する可能性がある。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、報告書作成者の職名は、被災労働者の氏名に関する不開示情報（下記(ウ)参照）に該当するといえる。

したがって、当該不開示部分のうち職名に係る部分は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、他の不開示情報に該当する」ため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(イ)参照）。

- (c) また、報告書作成者の氏名については、上記ア(イ)c(c)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dで事業者の氏名及び印影について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」、「性別」及び「年齢」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生月日の一部

「発生月日」欄には、被災労働者が被災した月日が記載されている。

このうち、発生日について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業日数

「休業日数」欄には、当該災害により被災労働者が休業した日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ソ 別紙1の15枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙1の15枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄及び「電話」欄には、それぞれ被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されている。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の15枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

e 事業の種類の一部

「事業の種類」欄には、被災労働者が所属する事業場の種類について記載されている。このうち、校種に係る記載部分について不開示とした。当該不開示部分については、上記ア(イ)a(b)で述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢及び職種

a 「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「年齢」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b また、「職種」欄には、被災労働者の職種が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記サ(ウ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生月日の一部

「発生月日」欄には、被災労働者が被災した月日が記載されている。このうち、発生日について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業日数

「休業日数」欄には、当該災害により被災労働者が休業した日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

タ 別紙1の16枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙1の16枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。そ

れぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「農林水産事務所」及び「農林事業所」を除いた記載部分について不開示とした。当委員会が労働基準監督機関として管轄する事業場の中で、特定の事業場における公務災害の発生件数が決して多くないこと（同一年度内に同一事業場内で複数件の公務災害が発生することがまれであること）に鑑みると、特定の事業場の名称を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより関係者（特に被災の事実を知る関係者）が被災労働者を識別する可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

b 事業場の所在地、電話及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄及び「電話」欄には、それぞれ被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されている。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名の一部

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の16枚目を作成した職員の職氏名が記載されている。このうち、当該職員の氏名について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cで報告書作成者の氏名について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部

「事業者職氏名」欄には、被災労働者の事業者の職氏名が記載されている。このうち、事業者の職名の一部及び氏名について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dで事業者の職名の一部と氏名について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

e 被災地の場所

「災害発生状況」欄には、災害発生状況について記載されている。このうち、被災地の場所に係る記載部分について不開示とした。当該不開示部分には、被災地の場所の所在地について記載しており、これを開示すると、被災地の場所を管轄する農林事業所を特定することができる。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「年齢」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日の一部

「発生日」欄には、被災労働者が被災した月日が記載されている。このうち、発生日について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業日数

「休業日数」欄には、当該災害により被災労働者が休業した日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開

示部分は、上記ア(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

チ 別紙1の17枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙1の17枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されている。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の17枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記セ(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者の職氏名の記載と印影がある。
このうち、事業者の氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dで事業者の氏名及び印影について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ツ 別紙1の18枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙 1 の18枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第 2 号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「特別支援学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙 1 の18枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記エ(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者の職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。

当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

e 労働保険番号の一部

「労働保険番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働保険番号が記載されている。このうち、管轄、基幹番号及び枝番号について不開示とした。当該不開示部分については、上記シ(イ)eと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。

当該不開示部分は、上記イ(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

テ 別紙1の19枚目（「労働者死傷病報告」）

(7) 別紙1の19枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「特別支援学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。また、「被災地の場所」欄にも、事業場の所在地が記載されており、当該記載部分についても全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の19枚目を作成した職員の職氏名が記載されており、当該記載部分について全て不開示とし

た。当該不開示部分は、上記ア(イ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

なお、上記ア(イ)cに記載のとおり、当該報告書作成者の職が設置される県立学校の数に限定的であるが、特別支援学校に限定すると、さらに限定的となるため、被災労働者が所属する事業場が特定され、ひいては被災労働者が識別される可能性はさらに高いものと考えられる。

d 事業者職氏名の一部及び印影

「事業者職氏名」欄には、事業者職氏名の記載と印影がある。このうち、事業者の職名の一部、氏名及び印影について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢及び生年月日

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とし

た。当該不開示部分は、上記イ(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ト 別紙1の20枚目（「災害発生状況図」）

- (ア) 別紙1の20枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業者の名称の一部

別紙1の20枚目には、被災労働者が所属する事業場が記載されている。このうち、「特別支援学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 被災労働者の氏名及び印影

別紙1の20枚目には、被災労働者の氏名の記載と印影があり、これらの部分について全て不開示とした。当該不開示部分については、上記テ(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ナ 別紙1の21枚目（「労働者死傷病報告」）

- (ア) 別紙1の21枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話及び労働者数

- (a) 「事業場の所在地」欄及び「電話」欄には、それぞれ被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分には、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名の一部

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の21枚目を作成した職員の職氏名が記載されている。そのうち、当該職員の氏名について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cで報告書作成者の氏名について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部

「事業者職氏名」欄には、事業者の職氏名が記載されている。このうち、事業者の職名の一部及び氏名について不開示とした。当該不開示部分は、ア(イ)dで事業者の職名の一部及び氏名について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

e 被災地の場所

「災害発生状況」欄には、災害発生状況について記載されている。このうち、被災地の場所に係る記載部分について不開示とした。当該委員会が労働基準監督機関として管轄する県立学校において、当該執務室が設置されている県立学校は限定的であり、被災労働者が所属する事業場が特定される可能性がある。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「年齢」欄には、それぞれ

被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生月日の一部

「発生月日」欄には、被災労働者が被災した月日が記載されている。このうち、発生日について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業日数

「休業日数」欄には、当該災害により被災労働者が休業した日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ニ 別紙1の22枚目（「労働者死傷病報告」）

(ア) 別紙1の22枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の名称に係る不開示部分について

a 事業場の名称の一部

「事業場の名称」欄及び「被災地の場所」欄には、被災労働者が所属する事業場の名称が記載されている。このうち、「学校」を除いた記載部分について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)aと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数

(a) 「事業場の所在地」欄には、被災労働者が所属する事業場の所在地及び電話番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(a)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(b) また、「郵便番号」欄には、被災労働者が所属する事業場の郵便番号が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(イ)b(b)と同様の理由により、不開示と

することが妥当である。

(c) また、「労働者数」欄には、被災労働者が所属する事業場の労働者数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)b(b)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 報告書作成者職氏名の一部

「報告書作成者職氏名」欄には、別紙1の22枚目を作成した職員の職氏名が記載されている。このうち、当該職員の氏名について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)cで報告書作成者の氏名について述べたところと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

d 事業者職氏名の一部

「事業者職氏名」欄には、被災労働者の事業者の職氏名が記載されている。このうち、事業者の職名の一部及び氏名について不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(イ)dで事業者の職名の一部及び氏名について述べたところと同様の理由により、不開示情報に該当する。

(ウ) 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間

a 被災労働者の氏名、性別及び年齢

「被災労働者の氏名」欄、「性別」欄及び「生年月日」欄には、それぞれ被災労働者の氏名、性別及び年齢が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

b 被災労働者の生年月日

「生年月日」欄には、被災労働者の生年月日が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(ウ)bと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

c 被災労働者の経験期間

「経験期間」欄には、被災労働者の広島県職員としての経験期間が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該

不開示部分は、上記イ(ウ)cと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(エ) 発生日時の一部

「発生日時」欄には、被災労働者が被災した年月日及び時刻が記載されている。このうち、発生日及び時刻について不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(エ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

(オ) 休業見込期間

「休業見込期間」欄には、当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が記載されており、当該記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、上記イ(オ)と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

ヌ 別紙1の23枚目（「災害発生状況図」）

(ア) 別紙1の23枚目については、別表の「開示しない部分」欄に記載の情報を条例第10条第2号に該当するものとして不開示と判断した。それぞれ開示しない部分について、当委員会は次のとおり判断した。

(イ) 事業場の間取り図

別紙1の23枚目には、事業場の間取りの一部が記載されている。このうち、部屋等の名称に係る記載部分について全て不開示とした。当該不開示部分を開示すれば、関係者に事業場を特定される可能性がある。上記ア(イ)aに記載のとおり、事業場が特定されれば、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、被災労働者が識別される可能性がある。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（(1)のイ(ア)c及びウ参照）。

(ウ) 被災労働者の氏名及び印影

別紙1の23枚目には、被災労働者の氏名の記載と印影があり、これらの部分について全て不開示とした。当該不開示部分は、被災労働

者個人に関する情報であって、被災労働者が特定され、若しくは特定され得る情報である。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である（上記(1)イ(ア)a及びb参照）。

4 審査請求人の主張について

- (1) 国の情報公開・個人情報保護審査会の答申及び山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定と不開示部分を異にすることをもって、本件部分開示決定を不合理とする審査請求人の主張について

審査請求人は、答申第427号及び答申第235号並びに令和4年9月7日付け梨人委第777号—1による山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定と不開示部分を異にすることをもって、本件部分開示決定が不合理であると主張する。

しかし、そもそも、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申は、国の情報公開・個人情報保護審査会が国の行政機関が行った開示決定等に係る個別の審査請求事案について判断したもので、それ以外の事案や地方公共団体の行政機関が地方公共団体の情報公開に関する条例に基づいて行う開示決定等に対して、法的拘束力を持つものではなく、地方公共団体の行政機関（当委員会を含む。）では、当該地方公共団体の情報公開に関する条例に基づき、一定限度の裁量の下、開示決定等が行われている。そのため、同様の行政文書（本件では労働者死傷病報告）であっても、類似の個別事案に係る国の情報公開・個人情報保護審査会の答申と必ずしも同一の箇所を不開示とする開示決定等が行われるとは限られないのである。現に、審査請求人が示す令和4年9月7日付け梨人委第777号—1による山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定において、審査請求人が示す答申第427号及び答申第235号と不開示部分を異にする行政文書一部開示決定がなされていることは、こうした事情によるものである。

また、山梨県人事委員会は、令和4年9月7日付け梨人委第777号—1により本件部分開示決定と不開示部分を異にする行政文書一部開示決定

を行っているが、本件部分開示決定と山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定とでは、適用される法条（根拠となる条例の規定）が異なる上、当委員会も山梨県人事委員会も、一定限度の裁量の下、開示決定等を行っているため、不開示部分に差異が生じるのは不合理なことではない。

さらに、審査請求人は国の情報公開・個人情報保護審査会の答申及び山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定において不開示とされていない部分（情報）を開示していないことをもって本件部分開示決定が不合理であると主張する。

しかし、本件部分開示決定については、「傷病名」欄や「傷病部位」欄の記載内容など、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申及び山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定において不開示とされている部分（情報）を不開示とせず、開示しており、不開示とした部分に相違はあるものの、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申及び山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定と比較しても、不当に多くの部分（情報）を不開示としているものではない。

また、「事業場の名称」欄の記載に関しても、特別支援学校については校種を示す部分を不開示とせず、開示するなど、関係者にも被災労働者個人が識別されないと考えられる最大限の範囲で、情報を開示し、不開示とする部分を必要最小限にすることで、国民の知る権利を最大限尊重し、情報公開制度の趣旨に沿った形で本件部分開示決定を行ったものである（上記3(2)ア(イ)a(b)参照）。

これらの事情に鑑みれば、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申及び山梨県人事委員会の行政文書一部開示決定において不開示とされていない部分（情報）を開示していないことをもって本件部分開示決定が不合理とはいえない。

本件部分開示決定が違法又は不当かどうかは、あくまで、本件部分開示決定に当たり条例の解釈・適用に誤りがあったか否かによるものであり、国の答申や他県の開示決定等の内容との相違如何によるものではない。

なお、本件部分開示決定において不開示とした部分が条例第10条第2号に該当し、不開示とすることが妥当であることについては、上記3に記載

のとおりである。

- (2) 不開示部分のうち、条例第10条第2号ハに該当する部分の更なる開示を求める審査請求人の主張について

本件部分開示決定において不開示とした部分のうち条例第10条第2号ハに該当する各部分が条例第10条第2号に該当し、不開示とすることが妥当であることについては、上記3に記載のとおりである。

なお、審査請求人は、「不開示部分が条例第10条第2号ハに該当するか否かの理由が提示されていない」として、本件部分開示決定に理由の不備を主張するもののようであるが、本件部分開示決定において不開示とした部分については、いずれも、条例第10条第2号に該当するため不開示としたものであり、適用した規定である条例第10条第2号については、令和4年8月29日付け広人委第16号の行政文書部分開示決定通知書に明記しており、理由の付記に不備はない。そもそも、行政文書部分開示決定通知書の「開示しない部分及びその理由」欄には、当委員会が不開示と判断するに当たり適用した法条（条例第10条第2号）を含めて不開示とした理由を記載すべきものであり、不開示と判断するに当たり適用していない法条（条例第10条第2号ハ）に関する記載をする必要はない。

- (3) 不開示部分のうち、条例第10条第2号に該当しない部分の更なる開示を求める審査請求人の主張について

審査請求人は、答申第427号の別表で情報公開法第5条第2号（条例では第10条第3号に相当する規定）に該当すると判断された情報（いわゆる事業活動情報）は、条例第10条第2号（いわゆる個人情報）には該当しないなどとして、本件部分開示決定が不当であると主張する。

しかしながら、一つの情報が条例第10条各号に掲げる各不開示情報の複数に該当する場合（例えば、条例第10条第2号と第3号の両方に該当する場合など。）も事象としてあり得るものであり、このような主張は合理性を欠く。

なお、本件部分開示決定において不開示とした各部分がいずれも条例第10条第2号に該当し、不開示とすることが妥当であることについては、上記3に記載のとおりである。

5 結論

以上のとおりであるから、本件部分開示決定には、何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成29年1月1日から令和4年8月12日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く。）に係る行政文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象文書の本件不開示部分のうち条例第10条第2号に該当しない部分の更なる開示を求めている。

一方、実施機関は、本件不開示部分は条例第10条第2号の不開示情報に該当すると主張している。

よって、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第10条第2号について

ア 条例第10条第2号本文について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は

「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 条例第 10 条第 2 号ただし書ハについて

条例第10条第 2 号ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示とする個人情報から除くことを定めたものである。

「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員等の勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報などは、ここでいう「職務の遂行に係る情報」には当たらないものである。

また、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、当該公務員等が本県職員である場合は、従来から公表予定情報として公開していることを踏まえて、本号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」により、原則として開示するものとされている。

なお、公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の不開示情報に該当する場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示となる。

(2) 本件不開示部分について

ア 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書は労働安全規則第 97 条第 1 項又は同条第 2 項により所定の様式により提出された報告書であるとしており、審査会において本件対象文書を見分し、また、実施機関に確認したところ、各報告書及び報告書の「別紙」として報告書に添付されて報告されている文書の組合せは、別表の区分欄に応じて、同表の報告書等の内容欄のとおりであった。

イ 本件不開示部分について

実施機関は、本件不開示部分について、別表の区分欄に応じて、同表の開示しない部分欄のとおりであるとしており、本件対象文書に記載された各情報が条例第 10 条各号の開示情報に該当するか否かを個別に検討し、決定しているとして、弁明書において別紙 1 の 1 枚目から別紙 1 の 23 枚目までについて、各情報について個別に説明している。

審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が不開示情報に該当するとした情報は、次のとおり 4 区分することができることから、その区分ごとに条例第 10 条の開示情報の該当性について検討する。

(ア) 被災労働者の個人情報であるもの

労働安全衛生規則第 97 条第 1 項の報告書（以下「様式第 23 号」という。）中の被災労働者の氏名欄、生年月日欄、年齢欄、性別欄及び経験期間欄並びに災害発生状況欄の被災労働者の氏名

労働安全衛生規則第 97 条第 2 項の報告書（以下「様式第 24 号」という。）中の被災労働者の氏名欄、性別欄及び年齢欄

現認書中の被災労働者の氏名

事実証明書中の被災労働者の氏名

災害発生状況図中の被災労働者の氏名及び印影

(イ) 被災労働者が識別される可能性があるもの

様式第 23 号中の被災労働者の職種欄、発生日時欄、休業見込期間又は死亡日時欄及び報告書提出日欄

様式第 24 号中の被災労働者の職種欄、発生日月欄及び休業日数欄

現認書中の被災労働者の担当業務、災害発生の日時及び関係生徒の学年

事実証明書中の災害発生の日時

災害発生の状況中の作成日

(ウ) 事業場が特定されることにより被災労働者が識別される可能性

があるもの

様式第 23 号中の労働保険番号欄、事業場の名称欄、事業場の所在地欄、事業場の電話欄、報告書作成者職氏名欄の氏名、事業者職氏名欄及び印影欄

様式第 24 号中の事業場の名称欄、事業場の所在地欄、事業場の電話欄、報告書作成者職氏名欄の氏名、事業者職氏名欄及び印影欄

現認書中の事業場の名称

事実証明書中の事業場の名称

災害発生の状況中の事業場の名称及び事業者の割印

災害発生状況図中の事業場の名称

(エ) 事業場が特定される可能性があることから被災労働者が識別される可能性があるもの

様式第 23 号中の事業場の郵便番号欄、労働者数欄、被災地の場所欄、災害の発生状況及び原因欄及び報告書作成者職氏名欄の職名

様式第 24 号中の事業の種類欄、労働者数欄、災害発生状況欄、報告書作成者職氏名欄の職名

現認書中の病院名、被災労働者以外の職員の住所、氏名及び印影

事実証明書中の病院名、被災労働者以外の職員の担当業務、住所、氏名及び印影

災害発生の状況中の事業場の全体写真、発生状況の再現写真、被災労働者以外の職員の氏名、作成者の職氏名及び印影

災害発生状況図中の事業場の間取り

ウ 被災労働者の個人情報であるものについて

実施機関は、様式第 23 号中の被災労働者の氏名欄、性別欄、年齢欄、生年月日欄及び経験期間欄並びに様式第 24 号中の被災労働者の氏名欄、性別欄及び年齢欄のうち当該欄に記載があるものについてはその全て、様式第 23 号中の災害発生状況及び原因欄の被災労働者の氏名、現認書中の被災労働者の氏名、事実証明書中の被災労働者の氏名並びに災害発生状況図中の被災労働者の氏名及び印影（以下これらの部分を「本件不開示部分 1」という。）を不開示とし、本件不開示部

分1は被災労働者個人に関する情報であって、被災労働者が識別され、若しくは識別され得る情報であることから、不開示部分1は、条例第10条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するため、不開示とすることが妥当であると主張している。

審査会において当該対象文書を見分したところ、本件不開示部分1には、各欄に応じてそれぞれ被災労働者の氏名、性別、年齢、経験期間及び印影が記載等されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの（条例第10条第2号本文前段該当）と認められる。

したがって、本件不開示部分1は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

エ 被災労働者が識別される可能性があるものについて

実施機関は、様式第23号中の被災労働者の職種欄（一部の文書に限る。）、発生日時欄の発生日及び時刻、休業見込期間又は死亡日時欄並びに報告書提出日欄（一部の文書に限る。）を、様式第24号中の被災労働者の職種欄（一部の文書に限る。）、発生日時欄の発生日及び休業日数欄を、現認書中の災害発生の日時欄の災害発生の日時、災害発生の状況欄の被災労働者の担当業務、災害発生の日時の一部及び関係生徒の学年を、事実証明書中の災害発生の日時の一部を、災害発生の状況中の作成日を、並びに災害発生状況図中の作成日欄の作成日を不開示としている（以下これらの不開示とした部分を「本件不開示部分2」という。）。

実施機関は、実施機関が労働基準監督機関として管轄する事業場において同一の日時に複数件の公務災害が発生することは極めてまれであることに鑑みると、これらの情報を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が報告の対象となっている公務災害を特定し、被災労働者が識別される可能性が否定できないことから、当該不開示部分は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ

ととなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当であると主張している。

この主張における「関係者が容易に入手できる情報等他の情報」について確認したところ、実施機関は、「他の情報」とは、一般人が通常入手し得る情報に限定されるものではなく、当該個人の親近者や同僚、知人、周辺住民等の関係者が容易に入手し得る情報も含まれるものであると説明する。

審査会において当該対象文書を見分したところ、様式第 23 号中の発生日時欄には被災労働者が被災した年月日及び時刻、被災労働者の職種欄には被災労働者の職種、休業見込期間又は死亡日時欄には当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数並びに報告書提出日欄には当該文書の提出年月日が、様式第 24 号中の被災労働者の職種欄には被災労働者の職種、発生日欄には被災労働者が被災した年の月日、休業日数欄には当該災害による被災労働者の休業に係る見込日数が、現認書中の災害発生の日時欄には災害発生の日時、災害の発生状況欄には被災労働者の担当業務、災害発生の日時及び関係生徒の学年が、事実証明書中の災害発生の日時欄及び災害発生の状況欄には災害発生の日時が、並びに災害発生の状況中には当該文書の作成日が記載されている。

条例第 10 条第 2 号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」について、具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要があるが、本件で審査請求人が開示を求めた死傷病（病歴）に関する情報は、個人情報のうちでもプライバシー保護の必要性が特に高いものであり、開示可否の判断においてもその保護の必要性は尊重されるべきものである。

また、行政文書の開示請求が何人においても行うことができることなども踏まえると、本件処分においては、「他の情報」について、一般人が通常入手し得る情報に限定されるものではなく、当該個人の親近者や同僚、知人、周辺住民等の関係者が容易に入手し得る情報も含ま

れると考えるのが相当である。

本件不開示部分 2 は、これらの情報を開示した場合、実施機関が主張するように、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が報告の対象となっている公務災害を特定し、被災労働者が識別される可能性が否定できない。

そのため、当該不開示部分は、条例第 10 条第 2 号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

オ 事業場が特定されることにより被災労働者が識別される可能性があるものについて

実施機関は、様式第 23 号中の労働保険番号欄の一部（一部の文書に限る。）、事業場の名称欄の一部、事業場の所在地欄、事業場の電話欄、報告書作成者職氏名欄の氏名並びに事業者職氏名欄及び印影欄の職名の一部、氏名及び印影を、様式第 24 号中の事業場の名称欄の一部、事業場の所在地欄、事業場の電話欄、報告書作成者職氏名欄の氏名並びに事業者職氏名欄の職名の一部、氏名及び印影を、現認書及び事実証明書中の事業場の名称の一部を、災害発生の状況中の事業場の名称及び事業者の割印を、並びに災害発生状況図中の事業場の名称の一部を不開示としている（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 3」という。）。

実施機関は、本件不開示部分 3 は、被災労働者が所属する事業場の名称又は事業場を特定することができる情報であり、実施機関が労働基準監督機関として管轄する事業場のうち、特定の事業場における公務災害の発生件数が決して多くないことに鑑みると、特定の事業場の名称又は事業場を特定することができる情報を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が被災労働者を識別する可能性が否定できないとして、本件不開示部分 3 は、条例第 10 条第 2 号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当であると主張している。

審査会において当該対象文書を見分したところ、様式第 23 号中の労働保険番号欄には被災労働者が所属する事業場の労働保険番号が、様式第 23 号及び様式第 24 号中の事業場の名称欄には被災労働者が所属する事業場の名称、事業場の所在地欄には被災労働者が所属する事業場の所在地、事業場の電話欄には被災労働者が所属する事業場の電話番号、報告書作成者職氏名欄には当該文書を作成した職員の氏名、事業者職氏名及び印影欄には被災労働者の所属する事業場の事業者の職名、氏名及び印影が、現認書中の事業場の名称欄には被災労働者が所属する事業場の名称が、事実証明書中の事業場の名称欄には被災労働者が所属する事業場の名称が、災害発生の状況には事業場の名称及び事業者の割印が、災害発生状況図には事業場の名称が記載等されている。

本件不開示部分 3 は、被災労働者が所属する事業場の名称又は事業場を特定することができる情報であり、「関係者が容易に入手できる情報等他の情報」についての審査会の考えは前述のとおりである。

そのため、特定の事業場の名称又は事業場を特定することができる情報を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が被災労働者を識別する可能性が否定できない。

また、審査請求人は、不開示情報のうち条例第 10 条第 2 号ただし書ハに該当する部分は開示されるべきであると主張している。

報告書作成者職氏名欄に記載された当該文書を作成した職員の氏名、事業者職氏名及び印影欄に記載された被災労働者の所属する事業場の事業者の職名及び氏名については、報告書作成者又は事業者の分掌する職務の遂行として行ったものと考えられ、条例第 10 条第 2 号ただし書ハに該当するものである。

しかし、事業者の職名には事業場の名称が含まれ、報告書作成者及び事業者の氏名については、これを開示した場合、広島県職員録等から報告書の作成者及び事業者が所属する事業場の名称を特定することができるものである。これらの情報は、被災労働者が所属する事業

場の名称又は事業場を特定することができる情報であり、公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の不開示情報に該当する場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示となることから、審査請求人の主張は妥当ではない。

これらのことから、本件不開示部分3は、条例第10条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

カ 事業場が特定される可能性があることから被災労働者が識別される可能性があるもの

実施機関は、様式第23号中の事業場の郵便番号欄、労働者数欄、被災地の場所欄の全部又は一部、災害発生状況及び原因欄の一部及び報告書作成者職氏名欄の職名の一部（一部の文書に限る。）を、様式第24号中の事業の種類欄の一部（一部の文書に限る。）、労働者数欄、災害発生状況欄の一部（一部の文書に限る。）及び報告書作成者職氏名欄の職名の一部（一部の文書に限る。）を、現認書中の災害発生の状況欄中の病院名の一部、現認者等の証明欄の被災労働者以外の職員の住所、氏名及び印影を、事実証明書中の災害発生の状況欄の被災労働者以外の職員の担当業務、病院名の一部、現認者等の証明欄の被災労働者以外の職員の住所、氏名及び印影を、災害発生の状況中の事業場の全体写真、発生状況の再現写真、被災労働者以外の職員の氏名、作成者の職名、氏名及び印影を、並びに災害発生状況図中の事業場の間取りの一部を不開示としている（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分4」という。）。

実施機関は、本件不開示部分4は、被災労働者が所属する事業場の名称又は事業場が特定される可能性がある情報であり、実施機関が労働基準監督機関として管轄する事業場のうち、特定の事業場における公務災害の発生件数が決して多くないことに鑑みると、特定の事業場の名称又は事業場を特定することができる情報を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者

が被災労働者を識別する可能性が否定できないとして、本件不開示部分 4 は、条例第 10 条第 2 号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当であると主張している。

審査会において当該対象文書を見分したところ、様式第 23 号中の事業場の郵便番号欄には被災労働者が所属する事業場の郵便番号、労働者数欄には被災労働者が所属する事業場の労働者数、被災地の場所欄及び災害発生状況及び原因欄には被災労働者が被災した場所、報告書作成者職氏名欄には当該文書を作成した職員の職名が、様式第 24 号中の事業の種類欄には被災労働者が所属する事業場の種類、労働者数欄には被災労働者が所属する事業場の労働者数、災害発生状況欄には被災労働者が被災した場所、報告書作成者職氏名欄には当該文書を作成した職員の職名が、現認書中の災害発生の状況欄には病院名、現認者等の証明欄には被災労働者以外の職員の住所、氏名及び印影が、事実証明書中の災害発生の状況欄には被災労働者以外の職員の担当業務及び病院名、現認者等の証明欄には被災労働者以外の職員の住所、氏名及び印影が、災害発生の状況には事業場の全体写真、発生状況の再現写真、被災労働者以外の職員の氏名、作成者の職名、氏名及び印影が、災害発生状況図には事業場の間取りが記載等されている。

本件不開示部分 4 は、被災労働者が所属する事業場の名称又は事業場を特定される可能性がある情報であり、「関係者が容易に入手できる情報等他の情報」についての審査会の考えは前述のとおりである。

また、報告書作成者職氏名欄の職名、現認書及び事実証明書の現認者等の職氏名並びに災害発生の状況及び災害発生状況図の作成者の職氏名及び印影の条例第 10 条ただし書ハの該当性については、前述の判断のとおりである。

そのため、本件不開示部分 4 を開示した場合、関係者が容易に入手し得る情報等他の情報と照合することにより、関係者が被災労働者を識別する可能性が否定できないことから、本件不開示部分 4 は、条例第 10 条第 2 号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができることとなるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

キ 国や他県との答申の乖離について

審査請求人は、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申の蓄積からすると条例第10条第2号に該当しない箇所も、本件処分では条例第10条第2号に該当するとして不開示とされており、また、審査請求人が他県から受けた開示決定も国の答申例における不開示情報の判断に近いものであることから、本件処分の不開示理由は合理的ではなく、不開示とした箇所の一部を追加で開示することを求めている。

実施機関は、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申は、国の情報公開・個人情報保護審査会が国の行政機関が行った開示決定等に係る個別の審査請求事案について判断したもので、それ以外の事案や地方公共団体の行政機関が地方公共団体の情報公開に関する条例に基づいて行う開示決定等に対して、法的拘束力を持つものではなく、地方公共団体の行政機関では、当該地方公共団体の情報公開に関する条例に基づき、一定限度の裁量の下、開示決定等が行われているものであって、本件処分においては、本件対象文書に記載された各情報が条例第10条各号所定の不開示情報に該当するか否かを個別に検討し、決定しており、関係者にも被災労働者個人が識別されないと考えられる最大限の範囲で、情報を開示し、不開示とする部分を必要最小限にすることで、国民の知る権利を最大限尊重し、情報公開制度の趣旨に沿った形で本件部分開示決定を行ったものであると主張している。

本件不開示部分の不開示情報該当性については、条例第10条各号の該当性によるものであり、審査会の判断は上述のとおりであるから、審査請求人の本件処分の不開示理由が合理的ではないとの主張は妥当ではない。

なお、審査会において本件対象文書を見分したところ、本件処分においては、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申で不開示とされている傷病名欄や傷病部位欄の記載内容が開示されているなど、開示部分にも差異がある。こうしたことも含めて、条例に基づき、一定限

度の裁量の下、開示決定等が行われているものであり、結果として、国、他県等と不開示部分に差異が生じるのは不合理なことではない。

ク 事業活動情報に該当する情報について

審査請求人は、答申第 427 号の別表で情報公開法第 5 条第 2 号（条例では第 10 条第 3 号に相当する規定）に該当すると判断された情報は、条例第 10 条第 2 号には該当しないとして、その箇所に相当する不開示とされている部分の不開示情報の判断は不合理であると主張している。

実施機関は、一つの情報が条例第 10 条各号に掲げる各不開示情報の複数に該当する場合（例えば、条例第 10 条第 2 号と第 3 号の両方に該当する場合など）も事象としてあり得るものであり、審査請求人の主張は合理性を欠くと主張している。

本件不開示部分の不開示情報該当性については、条例第 10 条各号の該当性によるものであり、審査会の判断は上述のとおりであるから、審査請求人のこの不開示情報の判断が不合理であるとの主張は妥当ではない。

なお、審査会において、同答申を見分したところ、同答申は事業者が労働基準監督署に提出した報告書等に係るものであることから、情報公開法第 5 条第 2 号について判断したものであり、これは同条第 1 号の該当性を否定したものではない。

ケ 小括

以上のことから、実施機関が、本件対象文書について条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

区分	開示しない部分	報告書等の内容
別紙1の1枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別及び年齢 発生日の一部 休業日数	労働安全規則第97条第2項の報告書
別紙1の2枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 被災地の場所 報告書作成者職氏名の一部 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間 発生日時の一部 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙1の3枚目	事業場の名称 事業者の割印	災害発生の状況 別紙1の2枚目の「略図（発生時の状況を図示すること。）」欄の報告
別紙1の4枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間 発生日時の一部 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙1の5枚目	事業場の名称の一部 病院の名称の一部 被災労働者の氏名及び担当業務 被災労働者以外の職員の氏名、住所及び印影 災害発生日時 関係生徒の学年	現認書 別紙1の4枚目の「災害発生状況及び原因」欄の報告
別紙1の6枚目	事業場の全体写真及び事業場の名称の一部 災害発生状況の再現写真 作成者の職氏名及び印影	災害発生の状況 別紙1の4枚目の「略図（発生時の状況を図示すること。）」欄の報告

区分	開示しない部分	報告書等の内容
別紙1の7枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間 発生日時の一部 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙1の8枚目	事業場の名称の一部 病院の名称の一部 被災労働者の氏名 被災労働者以外の職員（同僚職員）の氏名 作成者の住所、職氏名及び印影 災害発生日時	事実証明書 別紙1の7枚目の「災害発生状況及び原因」欄の報告
別紙1の9枚目	事業場の名称の一部 災害発生状況の再現写真 被災労働者以外の職員（同僚職員）の氏名 作成日 作成者の職氏名及び印影	災害発生の状況 別紙1の7枚目の「略図（発生時の状況を図示すること。）」欄の報告
別紙1の10枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話及び労働者数 報告書作成者職氏名の一部 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別及び年齢 発生日時の一部 休業日数	労働安全規則第97条第2項の報告書
別紙1の11枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日 経験期間及び職種 発生日時の一部 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書

区分	開示しない部分	報告書等の内容
別紙1の12枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号、労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 労働保険番号の一部 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間 発生日時の一部 休業見込期間 報告書提出日	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙1の13枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別及び年齢 発生日の一部 休業日数	労働安全規則第97条第2項の報告書
別紙1の14枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別及び年齢 発生日の一部 休業日数	労働安全規則第97条第2項の報告書
別紙1の15枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 事業の種類の一部 被災労働者の氏名、性別、年齢及び職種 発生日の一部 休業日数	労働安全規則第97条第2項の報告書
別紙1の16枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話及び労働者数 報告書作成者職氏名の一部 事業者職氏名の一部 被災地の場所 被災労働者の氏名、性別及び年齢 発生日の一部 休業日数	労働安全規則第97条第2項の報告書

区分	開示しない部分	報告書等の内容
別紙1の17枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙1の18枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 労働保険番号の一部 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間 発生日時の一部 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙1の19枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 報告書作成者職氏名 事業者職氏名の一部及び印影 被災労働者の氏名、性別、年齢及び生年月日 発生日時の一部 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙1の20枚目	事業場の名称の一部 被災労働者の氏名及び印影	災害発生状況図 別紙1の19枚目の「略図（発生時の状況を図示すること。）」欄の報告
別紙1の21枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話及び労働者数 報告書作成者職氏名の一部 事業者職氏名の一部 被災地の場所 被災労働者の氏名、性別及び年齢 発生日時の一部 休業日数	労働安全規則第97条第2項の報告書

区分	開示しない部分	報告書等の内容
別紙 1 の22枚目	事業場の名称の一部 事業場の所在地、電話、郵便番号及び労働者数 報告書作成者職氏名の一部 事業者職氏名の一部 被災労働者の氏名、性別、年齢、生年月日及び経験期間 発生日時の一部 休業見込期間	労働安全規則第97条第1項の報告書
別紙 1 の23枚目	事業場の間取りの一部 被災労働者の氏名及び印影	災害発生状況図 別紙 1 の22枚目の「略図（発生時の状況を図示すること。）」欄の報告

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 1 月 11 日	・ 諮問を受けた。
令和 5 年 12 月 22 日 (令和 5 年度第 9 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 1 月 26 日 (令和 5 年度第 10 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 3 月 1 日 (令和 5 年度第 11 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 3 月 29 日 (令和 5 年度第 12 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 4 月 26 日 (令和 6 年度第 1 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 5 月 31 日 (令和 6 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)

別紙 3 (略)